

水戸市児童福祉施設基準条例等の一部改正について（案）

1 改正理由

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）等の改正に伴い、水戸市児童福祉施設基準条例等について、関係規定の改正を行うものです。

2 改正する条例

- (1) 水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）
- (2) 水戸市婦人保護施設基準条例（令和2年水戸市条例第19号）
- (3) 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）

3 改正内容

基準省令を参酌すべきものについて、当該基準のとおり規定します。

- (1) 基準省令を参酌して、基準のとおり改正するもの

項目	改正の内容
ア 電磁的記録等	記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとする。

4 施行期日

令和3年7月1日